

公立大学法人奈良県立医科大学

教職員行動規範

公立大学法人奈良県立医科大学に勤務する教職員は、
人として正しい行動を取ることを誓います。



平成29年4月

求める教職員像

- 1 使命感と変革への誇りと意欲を持っている人
- 2 視野が広く新たな価値創造に挑戦し続けることができる人
- 3 学生・患者・地域住民・教職員から信頼される豊かな人間性と教養を備えた人
- 4 経営感覚を持ち本法人の未来への飛躍に向けて自分の役割を実行できる人
- 5 組織・職種の立場を互いに認め合い協働できるコミュニケーション能力を備えた人

I 教職員に求める主な行動

A 公立大学法人奈良県立医科大学の教職員は、社会の一員として次の行動を心がけます。

- 1) 法令や法人規則、法人のルール（出退勤・会議や研修等の時間厳守、個人情報等の守秘義務及び綱紀粛正の徹底等）を遵守し、品格と良識を持って行動します。
- 2) あいさつ、人に不快感を与えない言葉遣いや態度、身だしなみを徹底します。
- 3) 人権・人格・個性を尊重し、あらゆる差別・ハラスメントの無い職場にします。
- 4) 主体性と責任感を持って職務を遂行します。
- 5) 求められる能力と知識に関する自己研鑽を継続します。
- 6) 利害関係者への対応における公私の区別を徹底します。
- 7) 社会秩序に脅威を与える個人や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
- 8) 目標・目的・価値の共有と気配りによるコミュニケーションを徹底します。

B 公立大学法人奈良県立医科大学の教職員は、役割を果たすため次の行動をします。

- 1) 学生に対する行動
 - (1) 熱意をもって良き医療人の育成に取り組みます。
 - (2) 教育の質の向上を継続的に図ります。
 - (3) 最良の教育環境を提供します。
- 2) 患者に対する行動
 - (1) 患者の意思と権利を尊重した最適な医療を提供します。
 - (2) 安全で安心できる医療を提供します。
 - (3) 高度で先進的な医療を提供します。
- 3) 社会に対する行動
 - (1) 安心して暮らせる社会の実現に貢献します。
 - (2) 地域のニーズに合った医療サービスを提供します。
 - (3) 県民目線に立った公正性と公平性を徹底します。

II 法人は教職員行動規範の徹底のために

- 1) 職員研修などを通じ本行動規範の徹底を図ります。
- 2) 本教職員行動規範に反する事態が発生したときは、速やかに原因究明と再発防止に取り組みます。また、懲戒事由等に該当する場合は、厳正に対処します。